

# 櫓（やぐら）の貸出しについて

## 1. 櫓について

原則として、2 段組、踏み板 12 枚で組み上げる際に必要となる次の必要部材を 1 組として貸出しを行います。（部材は、最大 2 組分しかありません。）

また、八尾河内音頭まつり開催日の前 10 日間、後 5 日間の貸し出しは行えません。

### 【必要部材】※裏面参照

祭りやぐら用建柱・・・12 踏み板・・・12 手すり柱・・・6 手すり枠（1200）・・・5  
手すり枠（1800）・・・4 祭りやぐら用タラップ・・・1 ちょうちん柱・・・4  
筋交い・・・24 ちょうちん枠・・・4 踏み板隙間ふさぎ・・・5 シャッキベース・・・12  
ロック付連結ピン・・・36

## 2. 予約受付および貸出決定について

毎月、月初めから月末までを 4 ヶ月先の予約受付期間とし、予約受付期間終了時点で貸出し先を決定しますが、予約が重複し櫓が不足する場合には、翌月 5 日（市役所開庁日の場合は翌開庁日）に抽選を行い、貸出し先を決定します。

予約受付期間終了後は、空いておれば先着順で貸出し先を決定します。

※ 申込受付は市役所開庁日のみとなります。

※ 抽選は公開で行い、職員がクジを引きます。

### 【例】平成 25 年 7 月 14 日（日）に使用したい場合

- ①平成 25 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの予約受付期間中に申請
- ②予約受付期間終了後、貸出し先決定
- ③申し込みが重複（櫓が不足）した場合、4 月 5 日に抽選実施

## 3. 申請方法

「櫓（やぐら）使用申請書」（様式 1）および「誓約書」（様式 2）に必要事項を記載の上、八尾河内音頭まつり振興会事務局（産業政策課魅力創造室）に提出して下さい。

## 4. 貸出制限

次のいずれかに該当する場合は、貸出しを行うことは出来ません。また、貸出決定後でも、該当することが判明した場合には、貸出決定を取り消します（その際に生じる損失等の補償は致しません）。

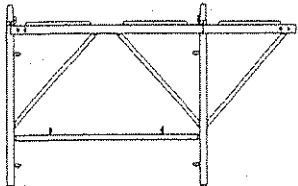
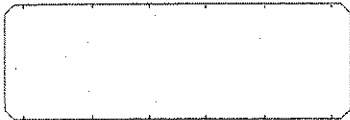
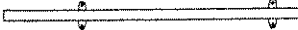
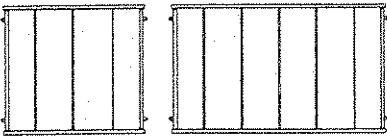
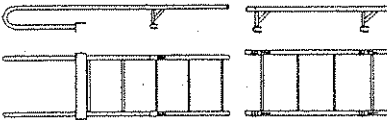
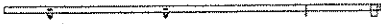
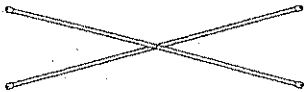
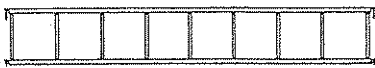
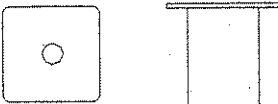
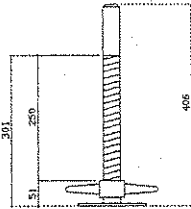

- ① 八尾市外での使用
- ② 業として営利を目的とするとき
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号および第 6 号に定める暴力団もしくは暴力団員であるとき
- ④ 特定の政党・宗教の宣伝のための使用
- ⑤ 申込者以外の方へのまた貸し
- ⑥ その他、八尾河内音頭まつり振興会が不適当と認めるとき

※なお、貸与した備品を破損又は紛失した時は、その損害を弁償していただきます。

八尾河内音頭まつり振興会事務局（八尾市経済環境部産業政策課魅力創造室）  
住 所：八尾市清水町 1-1-6 八尾商工会議所会館内  
電 話：072-994-5741  
FAX：072-924-0180

【裏面】

祭りやぐら部品一覧

<p>重量 17.99kg</p>  <p>祭りやぐら用建枠</p>	<p>重量 21.27kg</p>  <p>踏み板</p>	<p>重量 3.93kg</p>  <p>手摺り柱(直線用)</p>
<p>重量 8.78kg(1200幅)10.02kg(1800幅)</p>  <p>手摺り枠(1200・1800)</p>	<p>重量 37.08kg(セット重量)</p>  <p>祭りやぐら用トラップ</p>	<p>重量 8.78kg</p>  <p>ちょうちん柱</p>
<p>重量 3.70kg</p>  <p>筋交い</p>	<p>重量 23.42kg</p>  <p>ちょうちん枠</p>	<p>重量 0.34kg</p>  <p>踏み板隙間ふさぎ</p>
<p>重量 3.90kg</p>  <p>ジャッキベース</p>	 <p>ロープ付連結ピン</p>	

八尾河内音頭まつり振興会 様

団 体 名  
住 所  
(送付先)  
氏 名  
電 話 番 号  
F A X

### 櫓 (やぐら) 使用申請書

貴会で管理されている櫓について、下記の内容にて使用申請します。

#### 記

使 用 期 間	平成 年 月 日 ( ) ( 午前 ・ 午後 ・ 夕方 ) から 平成 年 月 日 ( ) ( 午前 ・ 午後 ・ 夕方 ) まで		
使 用 場 所			
使 用 目 的			
貸 出 日 時	月 日 ( 午前 ・ 午後 ) 時 分	担当者	
返 却 日 時	月 日 ( 午前 ・ 午後 ) 時 分	担当者	
必要櫓数	1 組 ・ 2 組 (※)		
	(※) 2 組を選択された場合、抽選結果によっては1組のみの貸出しとなる場合がありますが、よろしいですか。 はい ・ いいえ		
実際に使用する部材 (貸出し時、部材数の 確認等を行う際に必 要となります。)	祭りやぐら用建枠		踏み板
	手すり柱		手すり枠 (1200)
	手すり枠 (1800)		祭りやぐら用タラップ
	ちょうちん柱		筋交い
	ちょうちん枠		踏み板隙間ふさぎ
	ジャッキベース		ロック付連結ピン

「櫓 (やぐら) 使用申請書」を受理しました。

※使用申請書の受理であり、貸出しの決定ではありません。  
※申請結果については、後日「櫓 (やぐら) 貸出結果通知書」  
(様式3)にて通知いたします。

(受付印)

:

許・不

## 櫓（やぐら）の貸出し Q&A

### 1. 予約申込について

#### ①申請書類等はどこにありますか

→ 八尾河内音頭まつり振興会事務局（市役所の産業政策課魅力創造室）もしくは、八尾河内音頭まつり振興会ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.yaokawachiondo.com/>)

#### ②使用申請内容変更は可能ですか

→ 軽微な修正は除き、使用日や櫓（やぐら）の組数の変更など、貸出判断を行う際に重要となる部分についての変更は、申請内容の変更とはせず、元の申請を破棄し、新たな申請として受付処理を行います（先着順等に影響）。

#### ③電話などでの受付や予約は可能ですか

→ 「櫓（やぐら）使用申請書」（様式 1）および「誓約書」（様式 2）を提出いただいた時点での受付といたしますので、電話等での受付や予約の受付などは一切行いません。

### 2. 抽選について

#### ①抽選が行われるとの連絡はあるのですか。

→ 事務局から、対象となる方に抽選が行われる旨のご連絡をいたしますので、申請用紙には連絡がとれる連絡先と可能な限り F A X 番号を記載して下さい。

#### ②抽選はどこでどのように実施されるのですか。

→ 抽選は公開で、職員がクジを引き順位を決め、貸出しを決定していきます。場所は産業政策課会議室（商工会議所 3 階）で、5 日（閉庁日の場合は翌開庁日）の午後 1 時から実施します。時間や場所の変更があれば、その旨を対象の方にご連絡します。

【例】同日予約が 4 団体あり、抽選結果が次の順位となった場合

1 位 A（必要櫓 1 組）

2 位 B（必要櫓 2 組）

3 位 C（必要櫓 2 組 ただし、抽選結果によっては 1 組でも可）

4 位 D（必要櫓 1 組）

⇒ A と C に貸出しを行うこととなります。

### 3. 貸出・返却について

①貸出・返却の時間帯や曜日はいつですか

→ 原則、市役所の開庁時間内とします。

②部材運搬時に車等を借りることは出来ますか

→ 貸し出し可能な車などはございません。利用される方各自でご用意下さい。

③部材運搬等を手伝っていただけますか

→ 当会が行っているのは貸出しの手続きのみであり、積み降ろし等も含めてお手伝いはいたしておりません。櫓は重量もありますので、ある程度の人数で作業にお越し下さい。

④櫓の返却は、いつまでに行わなければならないのですか

→ 出来るだけ速やかに返却いただき、遅くとも利用日から2日（休日除く）以内にご返却下さい。

### 5. その他

①借りた部材に不具合があることが判明した場合、部材の交換などをしていただけますか。

→ 市役所の開庁時間内で、交換可能な部材があれば対応いたしますが、それ以外では対応いたしかねますので、貸出しの際に十分確認いただきますようお願いいたします。

②破損や滅失した場合の弁償はどのようにするのですか

→ 本会が同部材を購入する実費、もしくは本会が認める部材を現物にて弁償していただきます。

③抽選が行われ貸出しが決定した後、その当選者がキャンセルされた場合はどのようなになるのですか。

→ 抽選の際に、申込者の貸出順位が決まりますので、当選者がキャンセルされた場合には降順位の方を繰り上げ当選といたします。

## 櫓（やぐら）使用上の注意事項

櫓の使用については、多数の人々が集まることが予想されますので、その設営や開催中の管理等については事故の起こらないよう細心の注意を払っていただくとともに、別紙「櫓（やぐら）の貸出しについて」を熟読した上で、その記載内容についても厳守して下さい。

なお、使用の許可にあたっては、櫓の使用にあたり事故があった場合の責任を使用者とし、八尾河内音頭まつり振興会および八尾市は一切の責任を負わないことを条件に行うこととなりますので、ご理解いただいた上で、次の誓約書に署名捺印して下さい。

### 誓 約 書

櫓の借用期間中に際しての事故については、使用者の責任として一切の責任を負います。

また、別紙「櫓（やぐら）の貸出しについて」に記載されている貸出制限等について厳守します。

以上、誓約いたします。

平成 年 月 日

八尾河内音頭まつり振興会 様

使用責任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)